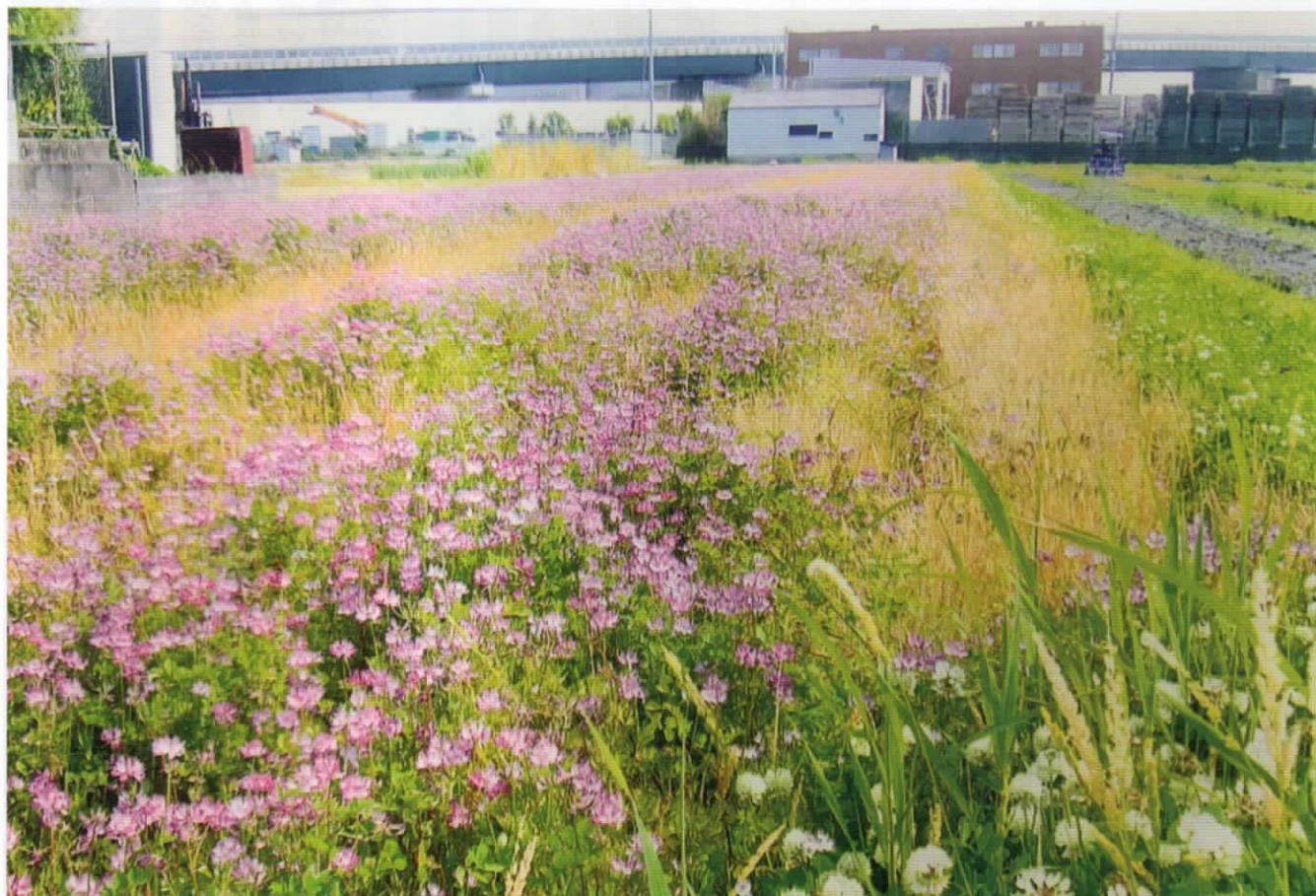


# ねやがわし 農業委員会だより

第 88 号

— 発 行 —  
寝屋川市農業委員会  
(事務局)寝屋川市本町 15 番 1 号  
TEL 072(825)2746(直通)  
FAX 072(824)3090

メールアドレス : noui@city.neyagawa.osaka.jp



寝屋川市では都市農業のふれあいや都市景観形成のため、毎年レンゲ畠の開放事業を行っています。

## 主な内 容

- ◎農業委員会会長の交代のお知らせ ..... (2)
- ◎農地法に関する届出のお願い ..... (2)
- ◎遊休農地のあっせんの紹介等 ..... (3)
- ◎南保次さんが知事表彰を受賞されました ..... (3)
- ◎令和3年度農業者への支援事業 ..... (4)
- ◎特定生産緑地・生産緑地地区追加指定に関する情報 ..... (5)
- ◎元気ファーマー訪問記⑭「上仁和寺支部・北川豊さん」 ..... (6)



はちかづきちゃん

ねやくん

## 生かそう農地の多面的機能

## 農業委員会会長の交代のお知らせ

令和3年4月6日に北川博氏が会長職を退任されました。農業委員としては13年、会長職は4年歴任されました。長きにわたり会長として農業委員会に御尽力いただきました。

令和3年4月7日付けで奥野隆雄委員が新たな会長にご就任されましたので、ご紹介させていただきます。

### 会長就任のご挨拶

平素は、本市農業委員会にご協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

この度、北川前会長の辞任に伴い、委員の皆様のご推举を頂き、会長に就任させていただきました。

農業者皆様のご期待に応えるべく、先頭に立って、全身全霊を注いで参りたいと決意しているところでござります。

近年の農業を取り巻く環境は農業従事者の高齢化、担い手不足、農地の遊休化など多くの課題に直面しております。このような状況の下、農



会長 奥野 隆雄  
大阪府農業会議会員  
住所 国松町

## 農地法に関する届出のお願い

### 宅地等へ転用する場合

宅地や駐車場など、農地を農地以外の用途に転用する場合には、宅地造成をする前に農業委員会まで許可申請（市街化区域内の農地転用は届出）が必要です。

特に市街化区域内の農地については、農地転用の届出をされずに造成行為をされてしまった農地が数多く見受けられます。

農地を転用される場合には、事前に農業委員会まで許可申請（届出）をお願いします。

### 農地を相続した場合

農地を相続などにより、取得したときは、農業委員会に届出をいたくようお願いします。届出が必要な方は次のような理由で取得された方となります。

- ① 相続（遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む。）により農地の権利を取得した場合。
- ② 時効により農地の権利を取得した場合。

※各種申請、届出に必要な書類は寝屋川市農業委員会のホームページ上にもございます。ご不明な方は農業委員会までお問い合わせください。

## 令和3年度 遊休農地のあっせんの紹介等

8月10日時点 賃貸借募集農地		
所在地	登記地目	面積 (m <sup>2</sup> )
寝屋川市河北西町内	田	約 1,500
寝屋川市大谷町内	田	約 550

ご興味ある方は農業委員会事務局までお問い合わせください。

遊休農地の解消に向けて  
～遊休農地のあっせん～

農業委員会では、農地パトロールを実施しています。昨年は8～9月にかけて一斉にパトロールを実施しました。

遊休農地については草刈り等の保全管理だけでなく、耕作を再開するよう指導していますが、農地所有者の高齢化に伴い、耕作に従事するのが難しいという実態があります。

寝屋川市ではそういった農地に対しても耕作者を募る「農地の賃貸借あっせん」に取り組んでいます。

市街化区域内の生産緑地に指定された農地の貸借が安心して行えます。

この制度を活用することで、農地法の法定更新が適用されず、契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸すことができます。

また、この法律を利用する貸

借においては相続税納税猶予の適用が継続されます。

この制度を活用することで、高齢化等の為に農業に従事することが難しく、他人に農地を貸借する場合だけでなく、都市農業経営を法人化する際にも活用できる等、メリットがあります。



「都市農地の円滑化に関する法律」をご存知でしょうか？

南保次さんが知事表彰を受けました！



美井元町 南保次さん

「地域と共に生し継続していく農業を目指して」。美井元町の南保次さんが令和3年度憲法記念日知事表彰を受賞されました。

南さんの手がける南農園では、いちごの観光農園、水稻栽培を中心に農業に取り組まれています。また、南さんご自身は「農の匠」として、後継者育成など地域農業のリーダーとしてご活躍されています。

南さんは毎年、地元の幼稚園児や、大学生とともに田んぼアートや田植え体験、収穫祭、泥リンピック等、「楽しい農業」を実践されています。地域の方々との交流の機会を通して、地元市民の農業の理解、農業の発展に貢献しています。これらの活動が評価され、知事表彰を受けました。南さんおめでとうございます！

令和3年度

## 農業者への支援事業

### ～農業者支援事業補助金～

産業振興室

本年度の農業者支援事業は、有害鳥獣による農作物被害防止への支援を新たに追加しました。

詳しく述べては産業振興室までお声掛けください。

追加

#### 有害鳥獣による農作物被害 防止への支援



補助により設置された  
イノシシの防護柵（梅が丘）

有害鳥獣（イノシシ、アライグマ、カラス、ハトなど）による農作物の被害を防止する為に必要な資材（防除柵、電気柵、防獣防鳥ネットなど）の導入を支援します。具体的には、補助対象経費の2分の1以内（1筆当たり上限5万円）。ただし、捕獲に係る資材（檻など）は対象外です。

#### 農作業用機械器具 整備支援事業

市の農業施策に取り組む農業者が含まる3農家以上で構成される団体が、農作業用機械器具の新規購入や買い替えをする際に、機械の購入費用の一部を支援します。具体的には、補助対象経費の3分の1以内（補助限度額100万円）。ただし、整備に係る事業費が60万円以上のものに限ります。

#### 農作業用施設（ため池等） 改修等への支援

新鮮で安全・安心な地元農産物の、朝市や学校給食、市内のスーパー等小売店への出荷を支援します。

大阪府耕地事業補助金の交付を受け行う市内農業用施設の改修等を支援します。

具体的には、補助額は地元負担額の2分の1（上限額100万円）。市内にある農業用施設を所有又は管理する地元団体が対象です。

#### 地元農産物直販等奨励事業

具体的には、補助対象経費の3分の1以内（上限1,000万円）。組織する地元団体、もしくは、農業協同組合が対象です。

具体的には、植栽区域面積1メートル以上であること。（ただし、植栽区域面積が300平方メートル以上であること。）

具体的には、補助対象経費の3分の1以内（上限1,000万円）。

者を支援します。

#### 大阪版認定農業者支援

大阪版認定農業者の計画的な農業経営に必要な機械（農作物の生産や選別又は、ほ場管理用のものに限る）・施設（集出荷場、農産加工施設等）の整備を支援します。

#### 農地景観形成推進事業

多くの市民に農地に親しみを持つていただくため、農地にレンゲを植栽し、市民に開放する農業

市内の3者以上の農業者で農産物（水稻除く）の栽培面積が合計30アール以上の防災協力農地に登録している販売総額150万円以上の地元団体が対象です。

#### 水路等の改修等への支援

市内農業用施設（農業用水路、農道、農業用井戸、ため池など）の改修などを支援します。

具体的には、補助額は対象経費の全額（上限は25万円）。

市内にある農業用施設を所有又は管理する地元団体が対象です。

## 『特定生産緑地』 指定の受付を行っています

特定生産緑地に指定されると、買取り申出が可能となる時期が10年延伸され、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます。

現在、平成4年、5年、及び6年に決定された生産緑地の特定生産緑地希望申出の受付を行っています。

特定生産緑地に指定されると、買取り申出が可能となる時期が10年延伸され、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます。

都市計画決定年	生産緑地地区の 申出の受付期限
平成4年	令和4年7月29日まで
平成5年	令和5年7月まで
平成6年	令和6年7月まで

※平成4年に都市計画決定を受けた生産緑地における特定生産緑地申出の受付期限が迫っております。受付期限を過ぎると申出はできませんので、申出をされる方は、必ず受付期間内に申出をしてください。

## 『生産緑地地区』 追加指定を行っています

特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過するまでに受けることが必要です。

次の要件を満たし、かつ現地調査などの結果、生産緑地法に基づく指定可能な農地について、土地所有者の申出に基づき、追加指定を行っています。

・現況が農地であること。

・一団300m<sup>2</sup>以上の区域であること。(※)

・公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などの効用があり、公共施設などの用地に適していること。

・用排水などの営農継続可能条件を満たしていること。

受付

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定の受付は、2軸化事業本部で随時行っています。

必要書類、受付期間の詳細等については、市(2軸化事業本部)のホームページで確認することができます。

相談

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定に関するご相談は、2軸化事業本部または農業委員会事務局で随時受けています。

【2軸化事業本部】

寝屋川市役所本庁3階

電話番号 072(813)1204

【農業委員会事務局】

寝屋川市上下水道局3階

電話番号 072(825)2746



※「同一の街区」または「隣接する街区」に存在する複数の農地で合計面積が300m<sup>2</sup>以上となるもの(一団の農地を構成する個々の農地の面積は100m<sup>2</sup>が下限)

豊さんは平成 6 年の定年退職を機に母親から耕作を引き継ぎ、農業経営に従事されています。数年後には奥様が市役所を退職され、これまで 27 年間、二人三脚でやってこられたようです。水稻 39 アール、野菜・花き・果樹 10 アールをお二人で耕作しています。法子さんは退職後に農業関係の大学に 3 年間通い、精力的に農業にまい進。豊さんも「妻の方が畑作は詳しい」と語られるほど。

豊さんは平成 6 年の定年退職を機に母親から耕作を引き継ぎ、農業経営に従事されています。数年後には奥様が市役所を退職され、これまで 27 年間、二人三脚でやってこられたようです。水稻 39 アール、野菜・花き・果樹 10 アールをお二人で耕作しています。法子さんは「妻の方が畑作は詳しい」と語られるほど。

### 極力農薬は使わない

豊さんは平成 6 年の定年退職を機に母親から耕作を引き継ぎ、農業経営に従事されています。数年後には奥様が市役所を退職され、これまで 27 年間、二人三脚でやってこられたようです。水稻 39 アール、野菜・花き・果樹 10 アールをお二人で耕作しています。法子さんは「妻の方が畑作は詳しい」と語られるほど。

## 元気ファーマー訪問記 第 14 回

第 14 回目の「元気ファーマー訪問記」は、北川豊さん・法子さん（上仁和寺支部）ご夫婦を訪問しました。

北川さんご夫婦は栽培した野菜・花きを朝市に出荷するなど、地元農産物の販売を積極的に行うほか、新作物の栽培にもチャレンジする元気ファーマーです。



北川豊さん・法子さん

### 新作物の栽培にも積極的

これまでたくさんの種類の野菜を作つてきましたが、ズッキーニやコリンキー等、新しい作物の栽培にも挑戦しています。そう語られながら、見たことのない大きなコリンキーを持つてきてくださいました。

お料理上手な法子さんいわく、「お漬物にすると美味しいんだそうですね。お二人が今後どんな新しい作物を作られるのか楽しみです。」



ご夫婦で耕作される 39 アールの田

### 編集後記

お忙しい中、お話を聞かせていただきありがとうございました。

北川さんご夫婦は消費者の

ことを考えて農薬はあまり使わないことにこだわりを持つて耕作をされていることが伺えました。

朝市には週 1 ~ 2 回、野菜

を出荷、販売されている北川ご夫婦。地場産農産物の販売を通じて地域農業の発展に大きく貢献されています。

笑顔が素敵な北川さんご夫婦。今後も元気ファーマーでいてください！



収穫した大きなコリンキー